

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案
に関する意見募集について

令和7年2月28日
経済産業省
国土交通省

国土交通省では、令和6年12月19日（木）から令和7年1月17日（金）までの期間において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記省令案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※34の個人・団体から合計84のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜要約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) II. 1. 外皮基準及び一次エネルギー消費量基準の改正について		
1.	一次エネルギー消費量基準について、基準値より30%～45%以上削減に引き上げてほしい。	トップランナー制度の対象事業者の目標達成状況に応じて、引き続き適切な基準の見直しを検討してまいります。
2.	トップランナーの対象企業に求める省エネ性能の外皮基準を、断熱等級6、7にしてほしい。	
(2) II. 2. 太陽光発電設備の設置に係る基準の創設について		
3.	日本において建築物に最も求められるのは震災被害対策であり、太陽光発電設備の設置を促す政策は不适当である。	第6次エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)及び第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)において、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とされており、住宅トップランナー制度における太陽光発電設備の設置目標は重要な政策であると考えております。 また、住宅・建築物の耐震性の確保は重要な課題であり、これまで耐震基準の整備や耐震改修の促進など施策についても取り組んでいます。
4.	賃貸アパートにおいても、太陽光発電設備やPHEV・EV等の給電	太陽光発電設備の設置に係る基準については、第6次エネルギー

	設備の設置目標を設けるべき。	基本計画及び第7次エネルギー基本計画に基づき、新築戸建住宅の太陽光発電設備の設置目標を設定しています。 賃貸アパート等に対するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
5.	太陽光発電設備の設置割合を50%以上に上げて加速させてください。	トップランナー制度の対象事業者の目標達成状況に応じて、引き続き適切な基準の見直しを検討してまいります。
6.	太陽光発電設備の設置割合を算定する上で、算定の母数から ・“設置が合理的でない住宅を除く”と記載いただいておりますが、 ・“設置が合理的でない住宅を除くことが出来る”ように記載いただきたい。	ご指摘を踏まえて、戸建住宅の太陽光発電設備の設置目標については、パブコメ時の概要において算定の母数から除外することとしていた「設置が合理的でない住宅」についても、太陽光発電設備を設置した場合には、設置目標の算定の母数に計上できるものとして整理し、改正後の本省令第8条第1項第4号及び第9条の2第1項第4号のただし書においてその旨規定しております。
7.	適用除外の多雪地域の条件を垂直積雪量200cm以上とするべき。	適用対象外の地域については、経済合理性や安全性の観点より今回設定しております。
8.	北側斜線制限の対象となる用途地域にある住宅は対象から除外するとされているが、北側斜線制限があることにより、太陽光受光時間が確保され、太陽光発電設備の設置が合理的な住宅になるのではないか。	北側斜線制限により、日照条件の良い南側の屋根が確保できず、一般的に十分な発電容量の確保が困難となると考えられます。
9.	敷地面積を85㎡としているが、その根拠を示されたい。	経済合理性の観点を踏まえ、他制度も参考に設定しております。
10.	太陽光発電設備の設置が免除される都市部狭小地の住宅について、平屋建てを除外している理由は何か。	都市部狭小地においては、敷地面積が小さく北側斜線制限の影響をうけることから、十分な発電容量の確保が困難となり太陽光発電設備導入に係る経済合理性が薄まると考えられるため、対象から除外しております。平屋建ての住宅については、北側斜線制限の影響が小さいと見込まれるため、除外対象から除いております。

11.	「周辺環境等により太陽光発電設備の設置が困難な住宅。」は具体的にどのようなケースを想定しているのか。	周囲に高層の建築物があり日照が確保できない場合や隣接する住戸に光害を与える可能性がある場合等を想定しておりますが、今後、類型化した形でお示しする予定です。
12.	太陽光発電設備の目標年度を前倒してほしい。	トップランナー制度の対象事業者の目標達成状況に応じて、引き続き適切な基準の見直しを検討してまいります。
13.	集合住宅や非住宅についても屋根置き太陽光発電設備設置標準化を進めてください。	標準化の主旨は不明ですが、引き続き関係省庁と連携して検討してまいりたいと思います。
14.	既存住宅にも太陽光発電設備の設置目標を設定するよう省令改正してほしい。	トップランナー制度は、構造・設備について規格化された住宅を年間に一定戸数供給する事業者を対象としており、既存住宅への目標設定は馴染まないものと考えています。
(3) その他		
15.	トップランナー制度の対象事業者以外にも太陽光発電設備の設置を促すように「再エネ設備説明義務化」や再エネ促進区域の設定を進めてほしい。	令和6年4月より、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度を開始し、各市町村で設定した区域内において建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務が課せられます。引き続き、関係省庁と連携して制度の普及・周知等に取り組んでまいります。
16.	トップランナー制度の対象企業についての情報を公開してほしい。	企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しておりません。
17.	任意でトップランナー制度の対象企業となれる仕組みとしてほしい。	トップランナー制度は、規格化された住宅を大量に供給し性能を効率的に向上することが可能な大手住宅事業者に対して、市場で流通するよりも高い省エネ性能の目標を掲げ、その達成に係る取り組みを促すことにより、省エネ性能の向上に係るコストの縮減・技術力の向上を図り、中小事業者が供給する住宅も含めた省エネ性能の底上げを図ることを目的とした制度です。このため、任意で対

		象事業者となれる制度とすることは検討しておりませんが、トップランナー以外の事業者が省エネ性能の高い住宅に取り組むことを妨げるつもりはありません。
18.	トップランナー制度は既存住宅を対象にしているのか。	トップランナー制度は、新築住宅を建設する事業者を対象にしています。
19.	再エネを促進する制度にしてほしい。	本改正では、戸建住宅への再エネ設備の設置を促進するために、トップランナー制度の戸建住宅供給事業者に対して、太陽光発電設備の設置目標を設定しております。
20.	資本金、技術力のあるトップランナー企業を対象とする制度では、現在それらの企業が達成している最高水準を目指すべきです。それが将来の他の業者への目標になると考えられます。	今後の施策の参考とさせていただきます。
21.	トップランナー対象以外の企業においても、高い省エネ性能と太陽光発電設備の設置目標を定めるべきではないか。	令和7年4月より、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。また、遅くとも2030年までに省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引き上げることとしており、省エネ性能の確保に努めているところです。 なお、太陽光発電設備の設置については、地域性等により発電効率等にバラツキがあることから、慎重に検討する必要があると考えております。